オンライン申請に関するアンケート
集　計　結　果

三 重 県 土 地 家 屋 調 査 士 会

～ 実 施 概 要 ～

○実施趣旨
　会員の利用状況を把握し、今後のオンライン申請について検討するための基礎データの収集を目的とする。

○実施対象者数・回答者数
　三重会会員２８１名うち研修会参加会員１１４名（実施率４０．６％）
　回答者数１１４名（回答率１００％）

○実施日
　平成２６年２月１日定例研修会（対象者６７名）
　平成２６年２月１４日ビデオ研修会（四日市・対象者１４名）
　平成２６年２月１５日ビデオ研修会（津、伊勢・対象者３３名）

○アンケート方式
　無記名回答方式。

～ 集 計 結 果 ～

全体集計結果

登記申請（甲号）の利用状況

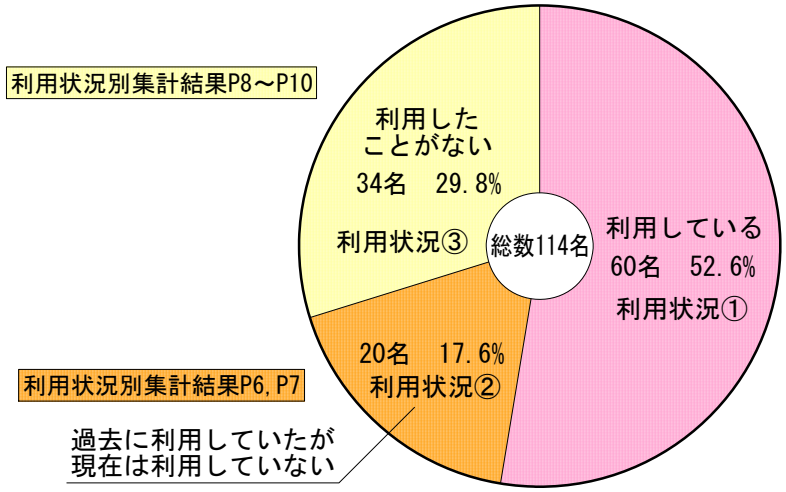

約７割のかたに利用経験（利用状況①②）があり、その内の７５％のかたが現在も継続して利用（利用状況①）している結果となった。

証明書請求（乙号）の利用状況

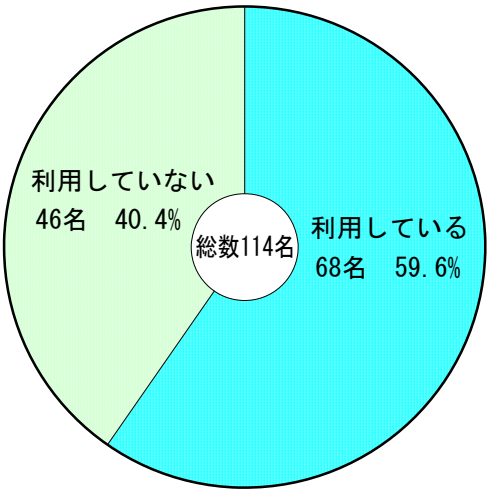

証明書請求（乙号）の登記申請（甲号）利用状況別比較

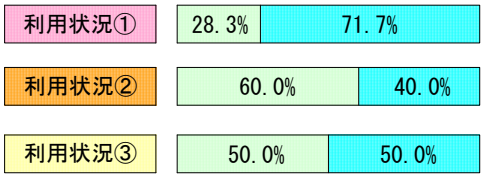

利用しない理由　（複数回答・総数46名）

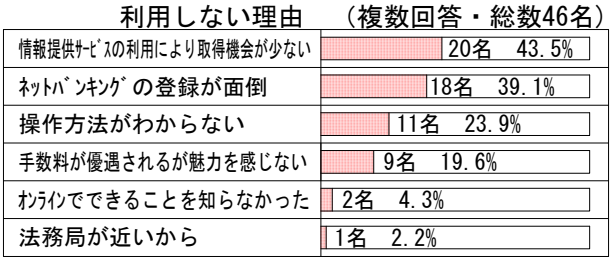

約６割のかたが利用しており、登記申請（甲号）を一度も利用されたことがないかた（利用状況③）についても、半数のかたが利用している結果となった。

利用しない理由としては、「情報提供サービスの利用により取得機会が少ない」との回答が最も多く、続いて「ネットバンキングの登録が面倒」という回答となった。手数料の納付手段が、電子納付に限定されていることも、利用しない大きな要因となっているようである。

利用状況別集計結果

【利用状況①　登記申請(甲号)を利用している】
対象者・全体集計結果のうち上記回答の６０名

Q．利用形態をお聞かせください。

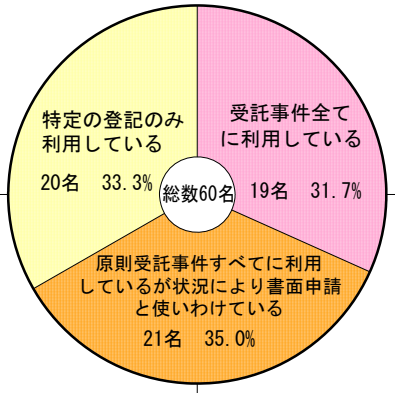

Q．書面申請を行うケースについてお聞かせください。

（複数回答・総数21名）

連件で申出を伴う時	19名　90.5%
嘱託登記は書面申請	7名　33.3%
多数の連件事件の時	1名　4.8%
ｵﾝﾗｲﾝ書式にない特殊な申請（1件で地目変更合筆等）	1名　4.8%

Q．利用している登記をお聞かせください。

（複数回答・総数20名）

土地	表　題	5名　25.0%
	地目変更	16名　80.0%
	地積更正	4名　20.0%
	分　筆	3名　15.0%
	合　筆	0名　0%
	そ の 他	0名　0%
建物	表　題	19名　95.0%
	表題部変更・更正(図面有)	9名　45.0%
	表題部変更・更正(図面無)	6名　30.0%
	滅　失	14名　70.0%
	そ の 他	0名　0%

補足メモ（組み合わせ傾向）

- *建物表題のみ利用　４名*
- *建物は概ね利用、土地は地目変更のみ利用　１０名*
- *合筆以外は全て利用　３名*

次ページへ　次ページへ　次ページへ

特定の登記のみ利用

Q．利用しない登記について理由をお聞かせください。

（複数回答・総数20名）

もともと建物表題しか利用していない	10名　50.0%
原本還付書類の受け取りがある	5名　25.0%
操作方法のわからないところがある	4名　20.0%
登録免許税が必要な申請は書面	4名　20.0%
図面添付を要する申請は書面	3名　15.0%

補足メモ

・合筆以外は全て利用（３名）　→　操作方法のわからないところがあると回答

状況により書面申請

全てオンライン

Q．メリットは何ですか。

（複数回答・総数60名）

登記完了が通知される	49名　81.7%
補正もｵﾝﾗｲﾝで可能	26名　43.3%
経費節減になる	10名　16.7%
登録免許税の納入簡素化（ﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ）	1名　1.7%
完了証に申請内容が記載	1名　1.7%
完了が早い	1名　1.7%
特に感じない	11名　18.3%

補足メモ

・利用形態別による顕著な傾向はみられない。

Q．証明書請求（乙号）も利用されていますか。

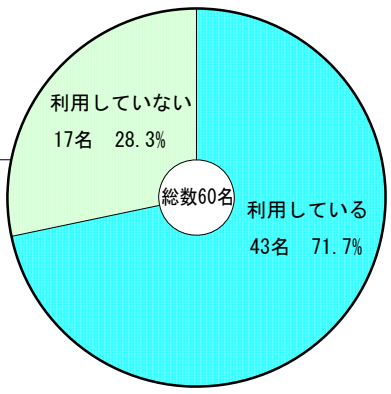

補足メモ

・利用形態別による顕著な傾向はみられない。

Q．利用しない理由をお聞かせください。

（複数回答・総数17名）

ﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞの登録が面倒	11名　64.7%
情報提供ｻｰﾋﾞｽの利用により取得機会が少ない	6名　35.3%
操作方法がわからない	3名　17.6%
手数料が優遇されるが魅力を感じない	3名　17.6%

Qオンライン申請（甲号、乙号）に関する意見、要望等をお聞かせください。

・オンライン申請をもっと優遇すべき。例えば、即日処理等、早く完了するなどメリットを。
・以前実施していた、登録免許税の減税措置等のメリットがほしい。
・オンライン申請のメリットが感じられない。（２名）

・登録免許税をネットバンキングから納付しているが、取り下げがあったときの還付の手続きが非常に面倒（申請人の押印が必要等）だったので、もう少し簡便な手続きでできるようにしてほしい。
・認証カードは、調査士が金銭的な負担をしているが、本来国が負担すべきではないか。
そういった意味からもメリットがほしい。
・原本の提示でよいものが、書面申請の原本還付と同じ取り扱いであるのはおかしい。
・添付書類の原本提示が不要になれば（オンラインで手続きが完了するならば）よいと思う。
・代理権限証書についても、他の添付書類と同様の扱いをしてもらえるよう、法改正を早急に実現してほしい。
・滅失申出等もできるようにお願いしたい。
・却下してもらえるように、申出もオンラインでできるよう申請にしてもらいたい。

・利用時間を、３６５日２４時間利用できるようにしてほしい。
・時間をもう少し延長していただけるとありがたいです。

・書面での委任状が、同時に作成できるようにしてほしい。
・申請内容の用語で、よく使うものについて登録しておいて、選択して使用できるようにしてほしい。

・メールの数が多すぎる。
・甲号と乙号の区別（メール）を、わかりやすくしてほしい。
・完了通知はメールを見ただけで、どこの管轄の登記が完了したか、わかるようにしてほしい。
できれば、登記の目的や物件の表示もしてほしい。
・登記完了日（登記の日付）が通知されるとよい。

・なじまない部分も無理にコンピューター化しているところもあることを知り、元に戻すことも考えなければいけない。アナログはアナログ。

・乙号申請の完了まで、時間がかかりすぎでは。
・乙号申請を土日でも可能にしてほしい。

・情報提供サービスは２４時間営業にしてほしい。
・大規模開発団地の測量図が、窓口でしか取得できないのは不便である。（情報提供サービス）

総　括

利用形態別の割合は、ほぼ３等分される結果となった。

「原則受託事件すべてに利用しているが状況により書面申請と使いわけている」かたの内、約９割が「連件で申出を伴う時」に書面申請を行うと回答し、３分の１が「嘱託登記は書面申請を行う」と回答。

「特定の登記のみ利用している」と回答されたかたの利用登記種別を見ると、建物の登記の利用率は総じて高い。土地については、地目変更の利用率が突出して高く、合筆登記の利用者が０名となっており、顕著な傾向が見られる結果となった。また、合筆登記以外の全ての登記についてオンライン申請を行っているかたが３名おり、その全てのかたが利用しない理由として「操作方法のわからないところがある」と回答している。これについては、「登記識別情報提供様式作成」のことを指しているものと思われる。

意見・要望については、「早期完了」、「減税措置」等のメリットが必要という意見、「登録免許税の電子納付時における還付手続きの簡便化」、「原本提示の省略化」等手続きに関する事、「利用時間拡大の要望」に関すること等が多数寄せられ、必ずしも現状に満足し利用している状況ではないことがうかがえる。

【利用状況②　登記申請(甲号)を過去に利用していたが現在は利用していない】
対象者・全体集計結果のうち上記回答の２０名

Q．利用しなくなった理由をお聞かせください。

（複数回答・総数20名）

ほとんどの登記申請が出頭を伴うので、メリットを感じないから	13名　65.0%
書面申請のほうが慣れているから	11名　55.0%
登録免許税の軽減がなくなったから	9名　45.0%
認証カードの更新をしなかったから	2名　10.0%
パソコンの買い換え後環境設定をしていないから	1名　5.0%
申請用総合ソフトに変わったから	1名　5.0%

Q．今後の利用についてお聞かせください。

（複数回答・総数20名）

メリットが感じられるよう改善されれば利用する	10名　50.0%
利用しないと思う	6名　30.0%
利用したいとは思っている	3名　15.0%
環境（申請ソフト等の状況）が整えば利用する	2名　10.0%
操作方法がわかれば利用する	1名　5.0%

Q．現在の環境（申請ソフト等の状況）をお聞かせください。

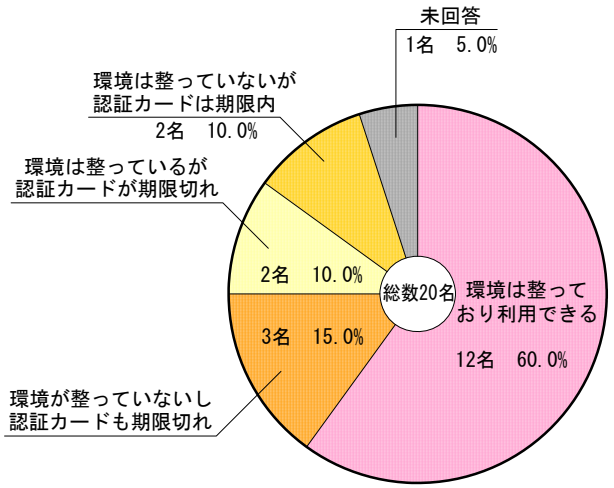

Q．証明書請求(乙号)は利用されていますか。

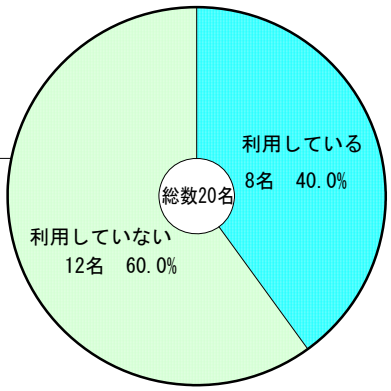

Q．利用しない理由をお聞かせください。

（複数回答・総数12名）

情報提供ｻｰﾋﾞｽの利用により取得機会が少ない	7名　58.3%
手数料が優遇されるが魅力を感じない	3名　25.0%
ﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞの登録が面倒	2名　16.7%
操作方法がわからない	2名　16.7%
ｵﾝﾗｲﾝでできることを知らなかった	1名　8.3%

Qオンライン申請（甲号、乙号）に関する意見、要望等をお聞かせください。

・ＰＣ（ＸＰ）の買い換え後に再設定したいと思うが、正直現状ではメリットを感じないし、面倒なだけのように感じる。

・月曜日の朝は、動作が遅いように感じる。

総　括

利用しなくなった理由としては、「ほとんどの登記申請が出頭を伴うので、メリットを感じないから」、「書面申請のほうが慣れているから」、「登録免許税の軽減がなくなったから」が大半を占め、「メリットが感じられない」ことが最大の要因である結果となった。

また、今後の利用についても、「メリットが感じられるよう改善されれば利用する」という回答が最も多くなっている。

意見、要望等も少数であり、利用状況別に比較した場合、このカテゴリーのかたが、オンライイン申請に対する興味、期待感ともに最も低いように感じられる。

【利用状況③　登記申請(甲号)を利用したことがない】
対象者・全体集計結果のうち上記回答の３４名

Q．利用していない理由をお聞かせください。

（複数回答・総数34名）

書面申請のほうが慣れているから	25名　73.5%
操作方法がわからないから	9名　26.5%
環境設定（申請ソフト等の設定）の方法がわからないから	7名　20.6%
パソコンが苦手であるから	4名　11.8%
全ての書類がオンラインでできないから	1名　2.9%
メリットを感じないから	1名　2.9%
カードリーダー未導入のため	1名　2.9%
法務局が近いから	1名　2.9%
現在準備中（開業１年目、指導していただいたかたが書面だったから）	1名　2.9%

Q．今後の利用についてお聞かせください。

（複数回答・総数34名）

利用したいとは思っている	16名　47.1%
メリットが感じられれば利用する	14名　41.2%
利用しないと思う	5名　14.7%
操作方法がわかれば利用する	5名　14.7%
環境（申請ソフト等の状況）が整えば利用する	2名　5.9%

Q．環境設定の説明会があれば参加されますか

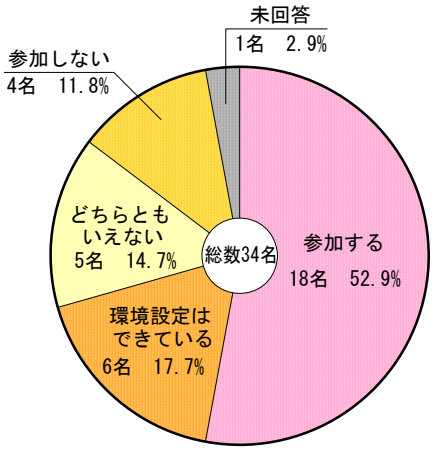

Q．操作方法の説明会があれば参加されますか

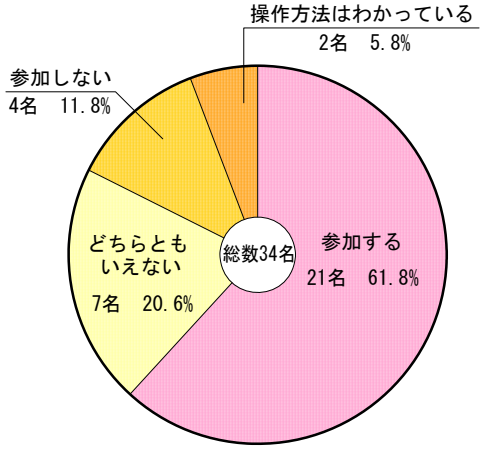

Q．認証カードはお持ちですか

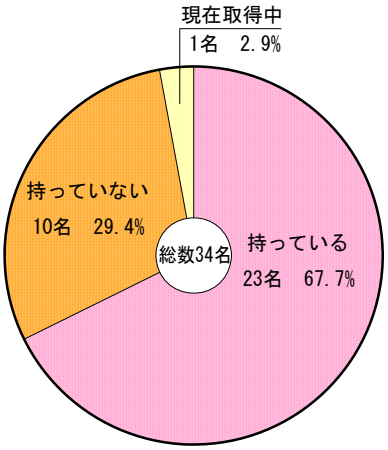

Q．証明書請求(乙号)は利用されていますか。

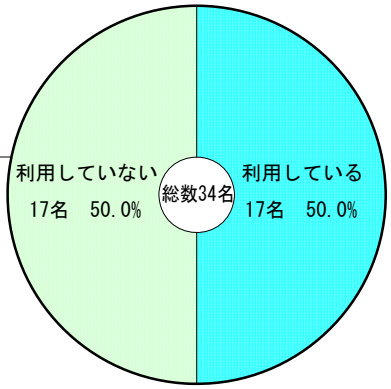

Q．利用しない理由をお聞かせください。

（複数回答・総数17名）

情報提供ｻｰﾋﾞｽの利用により取得機会が少ない	7名　41.2%
操作方法がわからない	6名　35.3%
ﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞの登録が面倒	5名　29.4%
手数料が優遇されるが魅力を感じない	3名　17.6%
ｵﾝﾗｲﾝでできることを知らなかった	1名　5.9%
法務局が近いから	1名　5.9%

Qオンライン申請（甲号、乙号）に関する意見、要望等をお聞かせください。

・乙号におけるオンライン申請は、便利であるので利用しているが、甲号については、書面申請のほうが慣れているので、現在のところ利用する予定はありません。

・メリットが感じられないのが全て。

・環境設定の説明会と、操作方法の説明会を是非お願いしたい。

・ＷｉｎｄｏｗｓＶｉｓｔａへの対応状況や、ＡｃｒｏｂａｔＲｅａｄｅｒのバージョン等の説明がよく分からずに、認証カードを取得したままの状態で、現在に至っています。

総　括

利用しない理由については、約７割のかたが「書面申請のほうが慣れているから」と回答しており、続いて「操作方法がわからないから」、「環境設定の方法がわからないから」という結果となった。

今後の利用については、「利用したいとは思っている」、「メリットが感じられれば利用する」という回答が大半を占めている。

また、「環境設定の説明会があれば参加する」と回答されたかたは約５割、「操作方法の説明会があれば参加する」と回答されたかたは約６割となっている。

以上の結果を踏まえると、オンライン申請に対する興味は高いと感じられ、環境設定、操作方法がわからないことが、利用しないひとつの要因となっていることがうかがえることから、オンライン申請の利用促進という観点から見れば、環境設定、操作方法の説明会開催は有効な手段であると考えられる。

しかしながら、継続利用という観点から考えれば、優遇措置等の制度改革が不可欠であることは、今回のアンケート結果全体から感じるところである。